平成２２年（フ）第１１７４号
仙台市太白区秋保町湯元字畑３－４　瑞鳳女子寮205、住民票上の住所仙台市宮城野区栄１丁目３番５号
債務者　金須ひさみ
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１２７１号
仙台市青葉区荒巻本沢３丁目１番22号　寿荘２
債務者　松本美知子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１３１７号
仙台市宮城野区幸町３丁目６番５―303号
債務者　稲垣　厚美
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１４１号
宮城県伊具郡丸森町字花田102番地２
債務者　小林　裕子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１４２号
宮城県柴田郡大河原町字幸町２番地11　幸コーポ108号
債務者　日下さつ子
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１４３号
宮城県柴田郡柴田町船岡土手内３丁目８番５号
債務者　柴又　香奈
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第１４４号
宮城県柴田郡柴田町槻木白幡３丁目１番16―２号
債務者　佐藤　　武
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　仙台地方裁判所大河原支部

平成２２年（フ）第５０号
秋田県由利本荘市花畑町１丁目20番地
債務者　伊藤　良三
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　秋田地方裁判所本荘支部

平成２２年（フ）第２４１号
福島市笹谷字鍛治古屋１番地の２　グランディス笹谷Ｄ―102
債務者　三浦　裕子（旧姓古田）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　福島地方裁判所

平成２２年（フ）第３０８号
茨城県つくばみらい市谷井田2129番地
債務者　三浦　雅子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第３１３号
茨城県つくば市真瀬2100番地35
債務者　佐藤　智樹（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成22年９月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第９８０号
千葉市若葉区下泉町880番地
債務者　小出　和雄
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第９９９号
千葉市若葉区殿台町135番地１　第一グリーンヒル102号
債務者　黒部　洋子
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０４４号
千葉県市川市塩焼３丁目８番５号　第一マルマン荘102号
債務者　安岡　英次
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０５６号
千葉市花見川区柏井１丁目31番７号八千代クロッカス101号
債務者　西田　智里
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１０７９号
千葉県八千代市萱田町690番地１　アイディールカヤダ101号室
債務者　市川　良江
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２２年（フ）第１１１１号
千葉市若葉区桜木２丁目23番３棟322号
債務者　岩井ゆかり
1　決定年月日時　平成22年９月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係